

コンクリート技士 倫理規定

資格の定義（制度規則に基づく）

コンクリートの製造，施工，試験，検査および管理など日常の技術的業務を実施する能力のある技術者

前 文

日本コンクリート工学会が認証するコンクリート技士は，コンクリートの製造，施工，試験，検査および管理など日常の技術的業務を実施する能力のある技術者としての自覚と誇りを持ち，我が国の国土の保全，社会資本の整備・充実，公共の福祉，人々の豊かさ・快適さを念頭におき，安全，安心かつ持続可能な社会の構築を目指し，日頃からコンクリート技士としての使命と責任を自覚して，自らの専門とする技術と知識を習得し，良識と品位ある行動を通じてこれらの研鑽と向上に努めなければならない。

1. 品位の保持

コンクリート技士は，責任感と誠意をもって常にコンクリート技士としての品位の保持に努める。

2. 社会への貢献

コンクリート技士は，自らの専門とする技術と知識の習得に努め，安全，安心かつ持続可能な社会の構築を目指し，その実現のために貢献する。

3. 法令・規則の遵守

コンクリート技士は，自らの専門とする業務に関連する法令・規則をよく理解し，これらを遵守した良識ある行動を心掛ける。

4. 誠実な業務遂行

コンクリート技士は，コンクリートの製造，施工，試験，検査および管理などの技術的業務について，自らの良心に従って常に誠実にこれを遂行する。

5. 守秘義務の遵守

コンクリート技士は，業務上知り得た守秘すべき事項について，これを他に漏えいまたは盗用しない。

6. 中立公正普遍の堅持

コンクリート技士は、関わる業務の性質により、中立公正を堅持し、普遍的態度を保つとともに、不当な対価を直接または間接に与え、求め、または受け取らない。

7. 公平の堅持

コンクリート技士は、人種、宗教、職業、性、年齢などの個人の属性によって差別することなく公平に対応し、個人の自由と人格とを尊重する。

8. 自己の研鑽

コンクリート技士は、常に自らの専門とする技術情報の収集や他者との交流・意見交換により自己の研鑽に努める。

9. 発展普及への貢献

コンクリート技士は、自己の研鑽により専門的な能力の向上に励み、積極的にその成果を学会等に公表して、我が国のコンクリートの製造、施工、試験、検査および管理などに関する技術の発展、普及に貢献する。

10. 人材の育成

コンクリート技士は、我が国の将来のコンクリートの製造、施工、試験、検査および管理などに関わる人材の育成に努め、それらの人々の専門的能力の向上のための支援を行う。

11. 伝統の尊重と継承

コンクリート技士は、我が国の固有な文化に根ざした尊重すべきコンクリートの製造、施工、試験、検査および管理などに関わる技術を継承する。

12. 国際的な貢献

コンクリート技士は、自らの専門とする技術を通じて国際交流を進展させ、相互の文化を深く理解し、人類の福利高揚を図る。

13. 環境への配慮

コンクリート技士は、自らの専門とする技術を十分に理解し、安全、安心かつ持続可能な社会の構築のために自然環境の保全・保護および周辺環境との調和・共生のために最善を尽くす。